

子育て世帯への支援 給付金の支給を実施します

◇子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

①子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)
②給付対象者①②③のいずれかに当てはまる方(ひとり親世帯以外分の給付金を受け取った方を除く)
③令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方等

①令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方等
②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方
③令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方等

①の手続方法
②の手続方法
③の手続方法

公立幼稚園で未就園児向けに 幼稚園を開放

公立幼稚園では、子育て支援の一環として、未就園の親子に園庭と園舎を開放します。

お子さんが友達と関わったり、お家の方の交流の場になったりする機会や、公立幼稚園を知っていたりたく機会になればと思います。実施日:
・大網幼稚園 6月16日(金)、7月13日(木)
・瑞穂幼稚園 6月14日(水)、7月12日(水)

高齢者外出支援事業について

市では医療法人社団鎮誠会と協定を結び、「季美の森整形外科」の送迎バスの空席を利用して、高齢者の外出支援を実施しています。
▼対象①1人で乗降できる市内在住の65歳以上の方
▼運行日②(月)・(土)
※12月30日、1月3日は連休。
▼利用条件③事前に企画政策課でパスカードの交付を受け

必要があります。
※パスカードを提示せずに利用する方が見受けられます。本事業は事業所のご厚意により実施しているものですので、通院患者様の迷惑にならないよう、乗車時は必ずパスカードを提示しましょう。
※乗車時にパスカードの提示が無い場合は乗車をお断りする場合があります。



企画政策課政策推進班
0475(70)0315

②、③の方②申請受付後順次
◇子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)
▼支給対象者②次の①または②
①の手続方法

②の手続方法
③の手続方法

①の手続方法
②の手続方法
③の手続方法

①の手続方法
②の手続方法
③の手続方法

①の手続方法
②の手続方法
③の手続方法

①の手続方法
②の手続方法
③の手続方法

①の手続方法
②の手続方法
③の手続方法

別表 高齢者外出支援の送迎バス時刻表

増穂北ルート			増穂南ルート		
季美の森整形外科	8:30	11:30	季美の森整形外科	9:40	12:40
前島	8:40	11:40	中部コミュニティセンター前	10:00	13:00
新堀	8:42	11:42	わらび台	10:02	13:02
清名幸谷北区	8:45	11:45	南飯塚	10:08	13:08
上谷新田	8:48	11:48	星谷	10:10	13:10
南清名幸谷	8:51	11:51	南横川	10:12	13:12
柿餅	8:55	11:55	中原	10:15	13:15
大網白里アリーナ	8:58	11:58	国保大網病院	10:20	13:20
国保大網病院	9:03	12:03	大網白里アリーナ	10:25	13:25
大網白里市役所	9:10	12:10	大網白里市役所	10:32	13:32
JR大網駅	9:13	12:13	JR大網駅	10:35	13:35
季美の森整形外科	9:25	12:25	季美の森整形外科	10:47	13:47

6月は「動物の正しい飼い方 推進月間」

次のことに注意して、動物を適切に飼いましょ。

・飼っている動物の世話の仕方やかかりやすい病気、周囲に迷惑を掛けずにその動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう。

・動物からうつる感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触った後は必ず手を洗いましょ。

・動物には、迷子札やマイクロチップを着けるなどして、災害時等に放れてしまっても、飼い主が分かるようにしましょ。犬は、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射票を着けることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

・犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できません。散歩は犬を制止できません。

・野良猫に餌を与えるだけの管理は、猫が集まり、子猫が産まれ、野良猫が増えてしまします。それにより、庭・ご

み荒らしや糞尿など近所に迷惑をかけることになりま。責任を持って飼育できない行為はおやめください。

また、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方および動物由来感染症等に関する講演を行っています。

・適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょ。

・やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いましょ。

・愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年の懲役または100万円の罰金が科せられます。

・愛護動物を殺傷すると、最大で5年の懲役または500万円の罰金が科せられます。

こちらは消費生活センターです！

想定外の高額請求！トイレ修理トラブルに注意

〈事例〉
トイレが詰まったので、インターネットで検索し「修理〇〇円〜」と記載のある業者に依頼した。最初ポンプのようなもので作業したが改善せず、ドリルのようなもので詰まった異物を粉砕することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われたが、詰まりは解消した。手持ちの現金が無く翌日払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。

断るようにしましょ。また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょ。

地域の工務店などの、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょ。

広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もあります。困ったときは消費生活センターにご相談ください。(国民生活センター見守り新鮮情報第448号より)

◇市消費生活センター
▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金) 10時~12時、13時~16時
▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=0475(70)0344
聞地域づくり課市民協働推進班
0475(70)0342

